

# 野焼きは

# やめて!



- **野焼き**は、例外を除き**法律で禁止**されています。
- 野焼きの**不注意による火災**も発生していますので**ご注意**ください。

・**禁止例**



違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金などに科せられることもあります。



消防車も出動!!  
野焼き火災!!



## 例外で認められているもの ※やむをえず行う軽微なものに限ります

- 風俗習慣上、宗教上の行事のため（どんど焼きなど）
- 農業、林業、漁業のため（田んぼのあぜ焼き、稲わら焼却など）
- 公共施設管理のため（河川敷の草の焼却など）

## 例外の野焼きをする方へお願い

**やむをえず、農業等の野焼きをする場合（例外）でも、周辺住民の迷惑や生活に支障をきたすものは改善の対象となりますので、ご配慮をお願いします。**

- 強風時や空気が乾燥している時は控えましょう。
- 建物の近くでは、細心の注意をお願いします。（実施する事を近所に伝える。）
- できるだけ数回に分けて（区分けて）実施する。
- 火をつけたら消火するまで、その場を離れない。
- すき込む事で堆肥化するなど、環境と人に優しい農業の実践をお願いします。

野焼き問合せ（中津市役所 生活環境課・農政振興課・農業委員会 22-1111）

刈った草は、燃やすゴミの日に小分けして出すか、中津市クリーンプラザに持ち込んでください。